

3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境問題、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼします。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組む必要があります。

2017年、7月にSDGsの国際的なフォローアップ

(1) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7/8、G20サミットで繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、近年では2015年に国連総会で採択された「2030アジェンダ」においても取り上げられるなど、

< 日本の取組 >

●環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。2013年に日本で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導するとともに、開発途上国の環境汚染対策として2014年から3年間で20億ドルのODAによる支援、および水銀汚染に特化した人材育成支援を行うことを表明し、世界的な環境汚染対策に積極的に取り組む姿勢を国際社会に示しました。

水俣条約は2017年8月に発効し、同年9月にスイス・ジュネーブで第1回締約国会議が開催されました。日本は、水俣病^{注29}の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策を推進すべく、世界の国々と共に、引き続きリーダーシップを発揮していく旨を表明しました。

として、ニューヨークにて国連ハイレベル政治フォーラムが開催され、日本を含む43か国が自国の2030アジェンダに関する取組を発表しました。日本は、岸田外務大臣（当時）が、SDGsの実施を通じた「誰一人取り残さない」多様性と包摂性^{ほうせつ}のある社会の実現のため、国内実施と国際協力の両面でSDGsを力強く推進する旨を発表しました。

国際的にその取組の重要性が一層認識されています。これまでも日本は、これらの問題解決に精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。



水俣高校生徒が書いた「水俣」の墨書を掲げる水俣条約第1回締約国会議参加者たち。(写真提供：環境省)

注29 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式確認された。

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみならず削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年のパリでの気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、パリ協定が採択されました。2016年、パリ協定は発効し、同年にマラケシュで開催されたCOP22では、協定実施のための指針の策定期限を2018年とすることが決定されました。2017年11月のCOP23においては、実施指針の採択に向けて、各分野の議論の進捗状況^{しんちよく}に応じ、各指針のアウトラインや要素が具体化されるなど、一定の成果がありました。また、2020年において、気候変動対策にかかる資金(気候資金)を先進国から開発途上国に対し、1,000億ドル供与する目標に向けて、着実な進捗が各国から確認されました。2018年には、温室効果ガスの削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討するために促進的対話^{しんちよく}が実施されます。COP23では、この対話を議長国フィジーの提案により、フィジー語で「透明性・包括性、調和」を意味する「タラノア」対話と呼称するとともに、この対話のデザインが完成しました。

日本としても、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26% (2005年度比で25.4%) 削減する「自国が決定する貢献(NDC: Nationally Determined Contribution)」*の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、開発途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、日本は優れた低炭素技術などを世界に展開していく「二国間クレジット制度(JCM)」*を推進しています。これは開発途上国への低炭素技術等の普及や気候変動対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めてJCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2017年末までに17か国との間でJCMを構築しました。2016年以降、インドネシア、モンゴル、パ

ラオ、ベトナムで省エネルギーや再生可能エネルギーのプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは、世界全体での排出削減に寄与しています。

また、日本は「緑の気候基金(GCF)」*を通じて、気候変動分野で開発途上国支援を行っています。これまでに53件の案件がGCFのプロジェクトとして承認されており、また、2017年7月にはJICAが認証機関として承認されたことにより、日本が案件形成の段階から協力が可能となりました。

さらに、気候変動は、地球規模の安全保障および経済の繁栄に脅威をもたらすものとして、最も深刻な課題の一つととらえられており、G7外相会合下のプロセスにおいても「気候変動と脆弱性」のテーマについて継続的に議論が行われています。2016年にG7議長国を務めた日本もこの議論を主導しており、2017年1月、日本は「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーを開催し、国内外からの知見を集約しました。また、国内の研究機関、専門家の協力を得て、日本政府は「気候変動に伴うアジア・太平洋地域における自然災害の分析と脆弱性への影響を踏まえた外交政策の分析・立案」を作成し、2017年9月6日にその成果を発表しました。日本政府はこの報告書をCOP23等の様々な機会をとらえて発信するとともに、各国関係者との間で議論を行っています。こうした議論は、日本の気候変動分野における対外的な発信を強化するだけでなく、SDGsや国際協力、防災をはじめとする様々な外交分野における協力の素地となることが期待されます。



2017年11月、ドイツ・ボンにおいて開催された国連気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)の様子。

●生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。生物に関する問題に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、1992年に「生物多様性条約」がつけられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用*、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいます。

日本は、2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋で開催するなど、生物多様性の分野を重視しています。また、愛知目標*の達成に向けた開発途上国の能力養成等を支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップ開催等が進められています。

●海洋環境の保全

四方を海に囲まれた島国であり、海洋の恩恵を受けてきた日本をはじめ、国際社会にとって海洋環境の保全は、差し迫った課題です。

2017年6月、ニューヨーク・国連本部にて、持続可能な開発目標（SDG）14実施支援国連会議が開催され、海洋・海洋資源の保全および持続可能な利用に



ガボンの首都リーブルビル郊外の海岸。大西洋に面して海岸線が800キロに及び、多様な生物が生息する。（写真：松田奈緒／在ガボン日本大使館）

焦点を当てたSDGsの目標14の実施の推進に対する取組や、太平洋・島サミット（PALM）や小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議などに関する協力^{とうしょ}を発信するとともに、SDG14の実施促進に向けた自主的取組を登録し、SDGsの達成に向け引き続き貢献していく姿勢を表明しました。

用語解説

* 自国が決定する貢献

(NDC : Nationally Determined Contribution)

パリ協定第4条2に基づき、各国が自ら決定する温室効果ガスの削減目標のこと。パリ協定においては、5年ごとに提出し、目標を達成するために国内措置をとることとされている。

* 二国間クレジット制度

(JCM : Joint Crediting Mechanism)

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

* 緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応を支援する基金。

* 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること。人間の生活は、食料や生活資材など様々な形で生物多様性の構成要素を利用することによって成立しており、その構成要素の持続可能な利用の観点からも生物多様性の保全を図ることが重要である。

* 愛知目標 (戦略計画 2011-2020)

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施するため、20の個別目標を設定。

(2) 防災の主流化、防災対策・災害復旧対応

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が開発途上国の経済や社会の仕組み全体

< 日本の取組 >

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。

2015年に、仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。これは、国際的な防災戦略について議論するために国連が主催して開かれる会議で、日本は防災に関する知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進していることから、第1回（1994年横浜）、第2回（2005年神戸）に続き、第3回会議もホスト国となりました。この会議には185の国連加盟国、6,500人以上が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加する、日本で開

に深刻な影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

催された史上最大級の国際会議となりました。会議の結果、仙台宣言とともに、第2回会議で策定された防災の国際的指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組には、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～2018年の4年間で40億ドルの資金協力、



■ 中古消防車再利用計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2016年3月～2016年8月）

ケニアの首都ナイロビは、約390万人が居住し、人口密度も高い（5,652人/km²）大都市ですが、消防署の数は3か所と少なく、消防車の保有台数はわずか6台でした。そのため、火事が発生した際に対応が遅れてしまうこともしばしばありました。たとえば、2013年8月に、東アフリカ最大級のハブ空港を誇るジョモ・ケニヤッタ国際空港で配電盤の漏電を原因とする大規模火災が発生した際、消火活動の遅れにより、空港が全面閉鎖となる深刻な事態が発生しました。また、2014年12月の、東アフリカ最大のスラムであるキベラスラムの火災発生の際には、消火活動に時間を要し、100軒以上の家屋が被害を受け、住民5人が亡くなるなど、頻発する火災の一方で、消防体制の整備が十分ではなく、特に消防車不足に悩まされていました。

そこで日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、日本消防協会の協力も受け、ナイロビ消防本部に中古消防車4台を寄贈しました。4台のうち3台は最大2,000リットルの水を積載できる車両で、消火栓や貯水池のない火災現場でも消火活動が行えます。もう1台は化

学工場の火災など水で消火できない火災発生時に出勤し、薬剤による消火活動を行う化学消防自動車です。

加えて、日本消防協会から5名の日本人消防士がナイロビに派遣され、ケニア人消防隊員24名に対し、消防車に搭載されている機材の操作方法や車両の整備方法の指導を行い、また、日本式の消防士訓練も実施しました。この協力は、消防車の寄贈にとどまらず、日本で蓄積された専門家集団によるノウハウの継承（技術指導）が行われたこと

で、ナイロビの消防体制の底上げが行われた点で意義深いものとなりました。



技術支援最終日の記念写真。

4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測等の人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。

2015年9月の2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は「仙台防災枠組」の実施をリードする決意を示すとともに、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、同年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2017年には、11月7～8日、島嶼国等を対象にした『世界津波の日』2017高校生島サミットin沖縄が沖縄県宜野湾市で開催されました。



2016年11月、世界津波の日に合わせて、インドネシア・アチェ州とJICAの共催で、津波防災セミナーが行われた。(写真：石垣滋樹/JICAインドネシア事務所)

2017年12月にミャンマーで開催された第3回アジア・太平洋水サミットで、日本は、社会全体で常に水災害に備える「水防災意識社会の再構築」の日本の施策を紹介するとともに、各国の取組を情報交換する「水防災リーダー国際対話」を行うことを提案しました。



■ 震災弱者の回復と地域復興のための チャングナラヤン村ラーニングセンター改修

日本NGO連携無償資金協力（2016年3月～2017年3月）

2015年4月にネパールで起きた大地震により、15年前に特定非営利活動法人ICA文化事業協会が日本政府の支援で建設した「女性と子供のためのラーニングセンター」の壁などが破損したため、レンガ壁の取り替えと修理、台所、電気ソーラーパネル、貯水タンク等の修復を行いました。日本からは構造建築専門家を派遣し、耐震性や建築方法の確認も実施しました。

この協力では、住民参加の地域復興ワークショップを開催し、以前は主に地域女性によるセンター活用が主体であったものが、今後は村の男女が共に参加できる場として利用するということで住民の意識の統一が図られました。センターの活用は多岐にわたります。たとえば、震災後の子どもたちは不安定な精神状態が続き、夜泣き、夜尿などが見られたため、メンタルケア専門家による心理ケアを実施しました。その結果、子どもたちのストレスが減り、十分な睡眠、健康的な食欲等を取り戻すことができたことが確認されました。センター内の敷地には、子どものストレスを発散させる遊び場を設置したことで、母親たちも安心して働ける環境が整い、母子ともに笑顔が見られるようになりました。

また、この協力が行われた地域には、一人暮らしの高齢被災者が多く、経済面、社会面での孤立を防ぐため、センター内に老人クラブを作りコミュニケーションの場を提供しました。高齢者23名の参加者の中から5人の実行委員を選出し、毎月1回集まり、庭の手入れや手芸、踊りなど、話し合いによってプログラムを決定していきました。家にいると誰とも話す機会のない高齢者からは、「センターで友達と話すことができ、毎日が楽しい」というコメ

ントが寄せられました。

さらに日本人専門家により、被災者の心理ケアに関する精神状態検査



チャングナラヤン村ラーニングセンターで生理用品の製造を始めた女性たち。(写真：特定非営利法人ICA文化事業協会)

によって、前向きな思考プロセスを指導した結果、参加者は震災後に起きる心理状況やメンタル面での困難を次第に克服できるようになりました。

ほかに、ネパールの農村では、月経期間は家の隅に隔離され、学校に行けないなどの女性の生理に対する偏見がある中、センターでは少女が安心して学校に行くことができるよう、清潔で、安く、質の高いナプキン製造を開始しました。また、被災者の女性たちはナプキン製造のための技術訓練を受け、農村での女性の収入の向上につながる事業が展開されています。

こうした活動を通じ、地震前に実施していた貧困家庭の収入向上活動が再開され、2017年3月9日までにセンター利用者数は合計8,047名となり、その後は地域の活動拠点として機能しています。

(3) 食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）共同の報告「世界の食料安全保障と栄養の現状2017」によると、2016年の世界の慢性的な栄養不足人口は8億1,500万人と推定され、前年の7億7,700万人から増加しました。過去10年以上飢餓人口は減少傾向にありましたが、これが増加に転じたことは、これまでの傾向が反転する兆候である可能性も考えられます。このことは、SDGsの目標2として掲げられる「**飢餓の終焉**、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するための取組のあり方を問い直

し、努力を新たにすることがあることを示唆するものであり、世界に向けて警鐘を鳴らしています。

食料安全保障（すべての人がいかなるときにも十分に安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態）を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善（特に妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における栄養改善はその後の成長過程にも多大な影響を与える）、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2016年度には、二国間食糧援助として15か国に対し総額43.4億円の支援を行い、日本

政府米を中心に約7万トンの穀物（コメ、小麦等）を供与しました。2018年に、日本は「食糧援助規約」のすべての締結国で構成する食糧援助委員会の議長国を務めます。

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ✓ 食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ✓ 農地の減少、農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題

世界の状況

- ✓ 世界人口の増加
- ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
- ✓ バイオエネルギー生産の増加
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓ 輸出余力のある国は限定的
- ✓ 食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【日本の外交的取組】

1. 世界の食料生産の促進

・投資促進

責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、FAO・世界銀行等の調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催 等

・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進

アフリカにおける稲作振興（CARD） 等

・気候変動への対応等

干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等

2. 安定的な農産物市場・貿易システムの形成

・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視

WTOの下での輸出制限の原則禁止、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）等）、価格変動への対策 等

3. 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

・国際機関との連携

FAO、WFP 等

・栄養支援

栄養指導、栄養補助食品の供与
栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP） 等

・社会的セーフティネット構築支援

最貧困層に対する生活手段付与 等

※G7伊勢志摩サミットにおいては、2015年の独エルマウ・サミットで掲げられた「2030年までに5億人を飢餓・栄養不良から救出する」との目標に向け、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定。また、そのフォローアップとして「食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム」を開催。

4. 緊急事態や食料危機に備えた体制づくり

・国際的な協力枠組

ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）

（注）FAO：国連食糧農業機関

また、国際社会において、飢饉^{ききん}の大きな要因は紛争であるといわれている中、飢饉に対する対応の重要性が議論されています。日本は飢饉の再発を防止するため、紛争発生後の対応のみならず、紛争の発生・再発予防にも重点を置くことにより、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要との考えの下、2017年3月および9月に中東・アフリカ地域に対してFAO等の国際機関を通じ、食料配布等の人道支援に加えて、害虫の駆除・予防や栄養状況のモニタリングに従事する現地の人々の育成等の分野への支援として緊急支援を実施しました。さらにWFPを通じて、日本は緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。2016年には、WFPは世界82か国で約8,200万人に対し、約350万トンの食料を配布するなどの活動を行っています。2017年、日本はWFPの事業に総額1億7,546万ドルを拠出しました。また、FAOを通じて、日本は開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。

また、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ (CGIAR) が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ連携を進めています。

(4) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電気にアクセスできない人々は約13億人(世界の人口の18%に相当)、特に、サブサハラ・アフリカでは、人口の約6割(約6億3,000万人)に上るといわれています。また、サブサハラ・アフリカでは、人口の7割以上が調理用のエネルギーを木質燃料(木炭、薪など)に依存しており^{注30}、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています^{注31}。電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能

ほかにも日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。日本は口蹄疫^{こうていえき}などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)など国際獣疫事務局(OIE)やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

日本は、栄養改善の取組に関して、二国間支援では母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っており、多国間支援では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じて協力しています。ほかにも、日本は国際的に栄養改善の取組を牽引^{けんいん}する国際的イニシアティブであるSUN (Scaling Up Nutrition) にドナー国として参加しています。近年では、日本は民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム(NJPPP)を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は民間企業、市民社会、アカデミア(学術研究機関)といったパートナーと協同で、食品関連事業者等による開発途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献します。このほか、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA)をJICAが中心となり立ち上げるなど、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層深め、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、日本は省エネルギー

注30 (出典) World Energy Outlook Special Report 2016

注31 (出典) 国際エネルギー機関 (IEA) 「2015年世界エネルギー展望」(2012年時点の推定)、国際エネルギー機関 (IEA) 「アフリカエネルギー展望」(2015)

ギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。

世界のエネルギー情勢に大きな変化が起きていることを踏まえ、2017年7月、外務省は、日本が今後のエネルギー・資源外交において目指すビジョンと、その実現に向けた戦略をまとめた「日本のエネルギー・資源外交－未来のためのグローバル・ビジョン」を発表しました。具体的には、日本は日本へのエネルギー・資源の安定供給確保を第一命題としつつ、グローバルな課題の解決へ貢献し、資源国との相互利益を強化していくことが日本のエネルギー安全保障にもつながるとの考えに基づき、①外交におけるエネルギー・資源問題への戦略的取組の強化、②多様なニーズに解決策を提示できるエネルギー・資源外交の重層的な展開、③エネルギー・資源分野における「日本らしさ」の定着・浸透に向けた取組の「3つの柱」を中心に取り組むことを表明しました。

特に2つ目の柱に取り組む上では、国際協力銀行

(JBIC)、日本貿易保険 (NEXI)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。また、国際的な取組として、G7の枠組みで2014年に発足した「G7複雑な契約交渉の支援強化 (コネックス) イニシアティブ」では、G7各国は開発途上国における天然資源に関する契約を交渉する能力を強化し、さらにはSDGsの達成に貢献することを目指しています。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ (EITI) を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をEITIに報告し、資金の流れを透明化します。52の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。



■ 産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト

技術協力プロジェクト (2015年3月～2016年12月)

パキスタンでは、計画停電^{注1}が行われるなど、一般的に電力不足等のエネルギー問題が大きな課題となっています。しかしながら、パキスタンでは省エネルギー対策に対する意識が低く、取組を指導する専門家も不足していました。

日本は、「産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」を通じ、パキスタンの中小企業庁 (SMEDA)^{注2}をカウンターパート機関として、特にエネルギー消費が大きい鑄造業・自動車部品製造業を対象に工場10社をモデルとして選定し、日本人専門家による省エネ技術指導を行い、パキスタンの製造業が実行可能なエネルギー管理効率モデルの構築を支援しました。

日本人専門家の改善提案にしたがって省エネ活動に取り組んだ結果、プロジェクト期間中に、モデル企業合計で年間約123万kWh (1,320万円相当) の消費エネルギーを削減することができました。このことはプロジェクト成果普及セミナーや現地紙において紹介され、これまで省エネ活動に接する機会がなかった企業に対しても省エネ活動の有効性を広めることができました。

プロジェクト終了後もSMEDAは、省エネ診断を継続して行っており、製造業界においても省エネルギー活動がコスト削減につながるという意識が生まれ、自社の省エネ



工場技術者に高圧エアの管理方法を指導する様子。(写真：平山良夫/ (株)テクノソフト)

ギー診断を求める企業が増えるなど、自立的な活動が展開されています。

注1 電力不足が予測される場合に、大規模な停電を回避するために、電力会社が事前に日時・地域などを定めて (計画的に) 電力の供給を一時停止すること。

注2 Small and Medium Enterprises Development Authority